

気仙沼商工会議所 生命共済(16)

「見舞金・祝金・還付金・祝品制度」 規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済(16)」(※以下、「生命共済」と表記)の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「生命共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその加入者(以下、「対象者」という。)とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、本制度の運営費を含め、「生命共済」の掛け金として別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は見舞金・祝金・還付金とし、その内容は「**別表1**」に定めるとおりとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済」から脱退するものとする。

「生命共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。また、この制度から脱退されても解約払戻金はありませぬ。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- (2) 会員事業所が「生命共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- (3) 会員事業所が「生命共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき
- (5) 対象者が反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、「**別表2**」に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第7条 本規約の制定および改廃は、会頭の決裁により行うものとする。

(付則)

第1条 この規約は、平成29年3月1日より実施する。

別表1 見舞金・祝金・還付金・祝品給付内容

<給付する場合>

●災害通院見舞金

・実日数5日以上14日以内の継続通院をしたとき、年1回(3/1から2/28まで)を限度にAコース1万円、Bコース1万5千円、Cコース2万円、Dコース2万5千円、Eコース3万円を支給する。

・実日数15日以上24日以内の継続通院をしたとき、年1回(3/1から2/28まで)を限度にAコース1万5千円、Bコース2万2千5百円、Cコース3万円、Dコース3万7千5百円、Eコース4万5千円を支給する。

・実日数25日以上継続通院をしたとき、年1回(3/1から2/28まで)を限度にAコース2万円、Bコース3万円、Cコース4万円、Dコース5万円、Eコース6万円を支給する。

●病気入院見舞金

・保険期間中に加入者が加入日以降の不慮の事故以外で5日以上入院した場合支給する。

・実日数5日以上14日以内の継続入院をしたとき、年1回(3/1から2/28まで)を限度にAコース1万円、Bコース1万5千円、Cコース2万円、Dコース2万5千円、Eコース3万円を支給する。

・実日数15日以上24日以内の継続入院をしたとき、年1回(3/1から2/28まで)を限度にAコース1万5千円、Bコース2万2千5百円、Cコース3万円、Dコース3万7千5百円、Eコース4万5千円を支給する。

・実日数25日以上継続入院をしたとき、年1回(3/1から2/28まで)を限度にAコース2万円、Bコース3万円、Cコース4万円、Dコース5万円、Eコース6万円を支給する。

●結婚祝金

加入者が結婚したとき、加入コースにかかわらず結婚祝金として一律1万円を支給する。

●成人祝金

加入者が成人を迎えたとき、加入コースにかかわらず成人祝金として一律1万円を支給する。

●出産祝金

加入者本人および配偶者が出産したとき、加入コースにかかわらず出産祝金として一律1万円を支給する。

●災害通院見舞金・病気入院見舞金証明書費用還付金

「生命共済」見舞金給付の請求をする際、医師より発行される「事故通院証明書」、「入院証明書」にかかる経費を還付するもので3千円を限度に実費を還付する。

●還暦祝金

加入者が満60歳を迎えた月に、加入コースにかかわらず還暦祝金として一律5千円を支給する。

●満了祝金

加入者が70歳を迎え、その後満了脱退したとき、満了祝金として1万円を支給する。

<給付できない場合>

次に掲げる事由によって生じた損害に対しては支給しない。

●共通：・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失

- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

●災害通院見舞金

- ・保険期間中に、既に支給があった場合
- ・事故発生から3年以上の経過があった場合

●病気入院見舞金

- ・定期保険(団体型)からの支給があった場合。ただし、当該期間において、2回以上入院した場合については、通算し入院した日数の差額分を限度としてお支払いいたします。
- ・保険期間中に、既に支給があった場合
- ・病気発症から3年以上の経過があった場合

●結婚祝金

- ・「生命共済」への継続加入が、半年未満の場合
- ・事由の発生から3年以上の経過があった場合

●成人祝金

- ・「生命共済」への継続加入が、半年未満の場合
- ・事由の発生から3年以上の経過があった場合

●出産祝金

- ・「生命共済」への継続加入が、半年未満の場合
- ・事由の発生から3年以上の経過があった場合

●災害通院見舞金・病気入院見舞金証明書費用還付金

- ・医療機関発行の「通院・入院証明書」「領収書」の原本がない場合。また、領収書が他の診療点数と一緒に、証明書発行費用が証明出来ない場合。
- ・事故発生、または病気発症から3年以上の経過があった場合

●還暦祝金

- ・「生命共済」への継続加入が5年未満の場合

●満了祝金

- ・「生命共済」への継続加入が10年未満の場合

別表2 見舞金・祝金・還付金・祝品給付請求書類

見舞金区分	必要書類
災害通院見舞金	・災害の状態、通院日が記入された証明書類(事故通院証明書、医療機関発行の領収書)
病気入院見舞金	・病名、入院日が記入された証明書類(入院証明書、医療機関発行の領収書)
結婚祝金	・戸籍抄本または結婚式の招待状コピー
成人祝金	・戸籍抄本または生年月日が証明できる証類(運転免許証、各種健康保険証のコピー)
出産祝金	・加入者と出生児、出生日の記入された書類(健康保険証または母子手帳のコピー)
災害通院見舞金・病気入院見舞金証明書費用還付金	・医療機関発行の通院・入院証明書の原本 ・医療機関発行の領収書の原本
還暦祝金	・戸籍抄本または生年月日が証明できる証類(運転免許証、各種健康保険証のコピー)
満了祝金	・生命共済制度加入者証

<用語の定義>

・不慮の事故：急に発生し(原因となった事故が切迫して、避けようのないもの)、偶然性が高く(原因となった事故または障害の発生が被保険者にとって予知できない)、原因が被保険者の身体の外部から作用すること。

・病気：被保険者が被った災害以外での身体の障害。

・通院：医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること。往診を含みます。

・入院：治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念すること。

・満了脱退：「生命共済」の継続加入の更新年齢が70歳6ヶ月までであり、以降は更新出来ず脱退となること。

・反社会的勢力：暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。